就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年10月16日

徳　島　県　知　事　　後　藤　田　　正　　純

徳島県条例第33号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例等の一部を改正する条例

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正）

第１条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年徳島県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第８項」を「第10項」に改める。

附則第３項中「附則第７項」を「附則第８項」に改める。

附則第８項を附則第10項とし、同項の前に次の１項を加える。

９　附則第６項及び第７項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（同項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第７項の表前項の項の項名を「附則第６項」に改め、同表に次のように加える。

前項	別表第１の第２の３の⑴のイ及び別表第２の１の⑸の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等

附則中第７項を第８項とし、第６項の次に次の１項を加える。

7　別表第１の第１の１の⑷の規定、同表の第２の１の⑴、２の⑴のウ並びに３の⑴のイ及びエの規定並びに別表第２の１の⑸、⑹及び⑻の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、１人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第１の第１の２の⑴中「第６条」を「第５条」に改め、同表の第２の２の⑴のア及び３の⑴のア中「35人」を「30人」に改める。

別表第２の１の⑷中「35人」を「30人」に改め、同表の３の⑴中「第６条」を「第５条」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例（令和６年徳島県条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第１項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第２項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分」を「令和10年３月31日まで」に改め、「エ並びに」を削り、「及びエの」を「の」に改め、同項の次に次の１項を加える。

3　認定こども園における子どもに対する教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該認定こども園については、当分の間、改正後の別表第１の第１の１の⑵のエ及び別表第２の１の⑵のエの規定は適用せず、改正前の別表第１の第１の１の⑵のエ及び別表第２の１の⑵のエの規定は、なおその効力を有する。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例別表第１の第１の２の⑴の改正規定及び同条例別表第２の３の⑴の改正規定は、令和８年12月25日から施行する。

2　この条例の施行の際現に存する認定こども園における１学級の子どもの数については、改正後の別表第１の第２の２の⑴のア及び３の⑴のア並びに別表第２の１の⑷の規定にかかわらず、令和14年３月31日までは、なお従前の例によることができる。